

横浜市都市デザイン行政の 「革新性」は継承されたのか

青木淳弘（NPO法人田村明記念・まちづくり研究会正会員）

田村明が語る「都市デザイン 行政」のあり方

- 中央集権的な都市計画批判
- アーバンデザインはコントロール・プロジェクトとの「相関関係」である(田村 1980: 181)
- まちづくりとは「官庁まかせの都市建設を、市民が自分たちの問題として考え、共同責任をもつものに転換する」ことである (田村 1987: 135)

問題関心

→革新自治体は生き残ったのか？

- 飛鳥田市政(1963~78)と中田市政(2002~09)における地方自治の変革という共通項
- 横浜市創造都市政策の評価のあり方(資料1)

創造都市の基本的な方向性

「市民の創造活動を基礎とする文化と産業（特に創造産業）の発展を軸に、水平的な都市ネットワークを広げ、文化的に多様なグローバル社会と社会包摂的なコミュニティの再構築をめざすもの」（佐々木 2009: 15）

- 源流は欧州における福祉国家の衰退以降の都市再生
- 製造業に変わる新しい産業振興と国家支援からの自立

横浜市創造都市政策の三本柱

- クリエイティブコア（創造界隈）
- ナショナルアートパーク
- 映像文化都市

→歴史的建造物の保全・文化事業としての活用という性質が強い（≠社会包摂的コミュニティの形成）

飛鳥田市政の革新性とは？

- 1960年代の若年労働者の都市への流入・社会資本の不足・公害問題の深刻化に伴う住民運動の高まり
- 革新自治体の誕生
 - 飛鳥田市政は確かに「革新」の要素(資料3)を備える
 - しかし六大事業は大規模な開発計画とも言える

飛鳥田市政の革新性とは？

- 「開発優位」の革新自治体
- 自治体が国家に対して相対的に自律性を持ち、柔軟な市政を運用すること(資料4)

田村明が語る「都市デザイン 行政」のあり方

- 中央集権的な都市計画批判
- コントロール・プロジェクト・アーバンデザインは「相関関係」である(田村 1980: 181)
- まちづくりとは「官庁まかせの都市建設を、市民が自分たちの問題として考え、共同責任をもつものに転換する」ことである (田村 1987: 135)

飛鳥田市政以降の「革新性」

- 細郷市政(1978~)の横浜市組織再編
 - 業務と責任の明確化 (資料5)
 - 飛鳥田市政的な「革新性」の否定

都市デザイン行政のその後～ 歴史的建造物の保全

- 『港町・横浜の都市形成史』(1981)の編纂
- 横浜開港資料館と共に歴史的環境保全調査 (1983-4)
- 歴史をいかしたまちづくり要綱(1988)

→これらの取り組みがハード面において、文化行政の様々な取り組みがソフト面において、それぞれに創造都市政策の土台をつくっていった

田村明のいう「都市デザイン行政」を再び考える

- 創造都市政策は確かに飛鳥田市政の頃の開発構想を時代に合わせて利活用した点は認められる。
- しかし田村明のいう「都市デザイン行政」と同一視することはできない。

田村明のいう「都市デザイン 行政」を再び考える

- 工業化時代（福祉国家・ケインズ政策）から脱工業化時代（グローバル化による均衡発展の否定・地方分権化）へ
- 都市企業家主義の時代へ(資料6)
 - 業務と責任の範囲が不確定な時代となりつつある？
 - 市民参加（政策に対する意思決定を政治だけが行うのではなく）をいかにして実現するかが求められる